

令和 3 年

第 6 回議会臨時会会議録

自 令和3年11月30日

至 令和3年11月30日

福島県会津坂下町議会

令和3年第6回会津坂下町議会臨時会会議録

令和3年11月30日から令和3年11月30日まで第6回臨時会が町役場議場に招集された。

令和3年11月30日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 小畑博司	8番 佐藤宗太	9番 山口享
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 青木美貴子	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	五十嵐 隆 裕	書 記	川 田 良 子
書 記	橋 本 吉 嗣	書 記	土 肥 奈々子

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古 川 庄 平	副 町 長	板 橋 正 良
総 務 課 長	五十嵐 吉 雄	政策財務課長	佐 藤 銀四郎
生 活 課 長	新井田 英	建 設 課 長	古 川 一 夫
産 業 課 長	宇 内 勝 良	会 計 管 理 者	田 部 嘉 之
子 ども 課 長	佐 藤 美千代	監 査 委 員	仙 波 利 郎

◎開会及び開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第6回会津坂下町議会臨時会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員として12番酒井育子君、13番青木美貴子君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第6回臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。よって、本臨時会は、本日1日と決定しました。

◎町長あいさつ

◎議長（水野孝一君）

町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

みなさんおはようございます。本日ここに、令和3年第6回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げる案件は、福島県人事委員会勧告に準拠し職員の給与を改定するため、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」1件、「令和3年度会津坂下町一般会計補正予算（第5号）」ほか補正予算6件、計8件のご提案となります。

上程した案件につきましては、印刷物によりお手元に差し上げたとおりであります、なにとぞ慎重なるご審議のうえ、原案のとおり承認賜りますようお願い申し上げ、私のあいさついたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第74号から議案第81号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第3、議案第74号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から議案第81号「令和3年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第3号）」までを一括議題といたします。

議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議案第74号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第75号 令和3年度会津坂下町一般会計補正予算（第5号）

議案第76号 令和3年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第77号 令和3年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第78号 令和3年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第79号 令和3年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第80号 令和3年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第81号 令和3年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第3号）

◎議長（水野孝一君）

これより、一括議題とした議案について、順次説明願います。

まず、議案第74号について説明願います。

◎総務課長（五十嵐吉雄君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

五十嵐総務課長。

◎総務課長（五十嵐吉雄君）

議案第74号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明をいたします。

今回の改正は、福島県人事委員会の勧告に基づき、町条例を改正したいとするものであります。

勧告の内容は、期末・勤勉手当について、昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給割合が、職員の期末勤勉手当を0.14月下回る結果となったことから、令和3

年度の１２月期の期末手当を０．１５月引き下げの１．１月、再任用職員については０．０５月引き下げの０．６２５月、令和４年度以降については、引き下げた期末手当の年間支給割合を変更せずに、６月期と１２月期の支給割合を均等とする内容であります。

なお、月例給については、本年４月分として支給された職員給与と民間給与を調査した結果、職員の給与が民間給与を０．０２％下回ったものの、本年の較差が小さく、給料表等の適切な改定を行うには十分でないことを考慮し、改定なしとなったところであります。

以上のことから、県人事委員会勧告に基づき、期末手当の支給月数を改めることとするものであります。

この改正条例の第１条は、勧告に基づき、期末手当の支給月数を改正し、令和３年１２月１日から施行したいとするものであり、第２条については、勧告に基づき、期末手当の支給月数を改正し、令和４年４月１日から施行したいとするものであります。

詳細につきましては、資料の新旧対照表により、ご説明を申し上げますので、新旧対照表の第１条参考資料をご覧ください。右の旧が改正前、左の新が改正後でありまして、下線部分が改正箇所であります。第２０条第２項中「１００分の１２５」を「１００分の１１０」に改め、同条第３項中「１００分の１２５」を「１００分の１１０」に、「１００分の６７．５」を「１００分の６２．５」に改めます。

次に、第２条参考資料の新旧対照表をご覧ください。第２０条第２項中「１００分の１１０」を「１００分の１１７．５」に改め、同条第３項中「１００分の１１０」を「１００分の１１７．５」に、「１００分の６２．５」を「１００分の６５」に改めるものであります。

次に、議案に戻っていただき、附則といたしまして、この条例は、令和３年１２月１日から施行することといたします。ただし、第２条の規定は、令和４年４月１日から施行するものであります。説明は、以上であります。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第７５号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

おはようございます。私からは、議案第７５号 令和３年度会津坂下町一般会計補正予算（第５号）について説明申し上げます。

第１条 歳出予算の補正につきましては、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第１表歳出予算補正」による、とするものです。今回の補正予算は、福島県人事委員会勧告に対する福島県の取扱いに準拠したものです。県人事委員会勧告の内容は期末手当を０．１５月引下げ年間支給月数を４．２５月とするものです。本町におきましては、期末手当の支給を受ける者のうち、会計年度任用職員と三役を除く職員１６２名が該当し、共済費を含め一般会計分で８７２万円、特別会計への繰出金を含めた額では９４７万２千円の減額となります。

1 ページをご覧ください。「第 1 表 歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。事項別明細書の 1 ページ総括の歳出につきましては、1 款議会費から 1 3 款予備費まで、補正額は歳出科目間の調整によるものでありますので、補正額は 0 円となり、予算総額に変更はございません。財源内訳につきましても、一般財源の中での調整となりますので、増減はございません。

2 ページをご覧ください。1 款 1 項 1 目議会費 1 2 万 7 千円は議会事務局職員 2 名分の減額です。2 款 1 項 1 目一般管理費 2 9 2 万 8 千円は行政管理班・出納室・政策財務課の 2 9 名分の減額と期末手当の減額に伴う、共済組合負担金減額の一般会計全職員分を計上したものです。2 款 2 項 1 目税務総務費 4 9 万 8 千円は税務管理班 1 0 名分の減額です。

3 ページをご覧ください。2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費 1 4 万 3 千円は戸籍環境班 4 名分の減額です。2 款 4 項 1 目選挙管理委員会費 5 万 9 千円は行政管理班 1 名分の減額です。2 款 5 項 1 目 統計調査総務費 2 万 6 千円は政策企画班 1 名分の減額です。

4 ページをご覧ください。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 8 4 万 5 千円は健康福祉班 6 名と国民健康保険特別会計職員 5 名、介護保険特別会計職員 5 名分の減額です。3 款 2 項 4 目児童福祉施設費 6 9 万 3 千円は保育所 1 5 名分の減額です。4 款 1 項 1 目保健衛生総務費 3 5 万 4 千円は福祉健康班 9 名分の減額です。

5 ページをご覧ください。6 款 1 項 2 目農業総務費 5 1 万 9 千円は農林振興班 9 名、国土調査業務に係る財務管理班 2 名分の減額です。5 目農地費 1 1 万 9 千円は農林振興班 2 名と農業集落排水事業特別会計職員 1 名分の減額です。7 款 1 項 1 目商工総務費 2 6 万 6 千円は商工観光班 5 名分の減額です。8 款 1 項 1 目土木総務費 2 7 万 3 千円は都市土木班 5 名分の減額です。

6 ページをご覧ください。8 款 4 項 1 目都市計画総務費 2 5 万 1 千円は都市土木班 5 名分の減額です。2 目土地地区画整理費 5 万 3 千円は坂下東第一土地地区画整理特別会計職員 1 名分の減額です。4 目下水道費 1 2 万 5 千円は下水道事業特別会計職員 2 名分の減額です。1 0 款 1 項 2 目事務局費 3 1 万 7 千円は教育総務班 6 名分の減額です。3 目子ども支援費 4 3 万 4 千円は子ども支援班 8 名分の減額です。

7 ページをご覧ください。1 0 款 4 項 1 目幼稚園費 9 0 万 5 千円は幼稚園 1 9 名分の減額です。1 0 款 5 項 1 目社会教育総務費 3 4 万 9 千円は生涯学習班 6 名分の減額です。1 0 款 6 項 1 目保健体育総務費 3 万円は生涯学習班 1 名分の減額です。

8 ページをご覧ください。1 0 款 6 項 2 目学校給食費 1 5 万 8 千円は幼稚園 1 名、学校給食センター 2 名分の減額です。1 3 款 1 項 1 目予備費 9 4 7 万 2 千円は、歳入歳出額の調整によるものです。なお、予備費の総額は 5, 6 2 9 万 5 千円となります。説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 7 6 号及び議案第 7 7 号について説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

おはようございます。議案第76号令和3年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。令和3年度 会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによりたいとするものです。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額から、歳入歳出それぞれ26万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ18億404万9千円にしたいとするものです。第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいとするものです。今回の補正予算は、福島県人事委員会勧告に伴う予算を歳入歳出それぞれに、計上いたしました。詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1ページをお開き下さい。1の総括の説明になります。先ず、歳入です。6款繰入金26万7千円の減です。次に歳出ですが、2ページになります。1款総務費26万7千円の減、財源内訳では、一般財源26万7千円の減となります。

3ページをご覧ください。詳細の説明となります。2の歳入であります。6款1項1目一般会計繰入金2節職員給与費等繰入金26万7千円の減は、福島県人事委員会勧告に伴う人件費に係る一般会計繰入金分です。

4ページをご覧ください。3の歳出です。1款1項1目3節 職員手当等 22万3千円の減、4節共済費 4万4千円の減は、福島県人事委員会勧告に伴う減額分です。以上となります。

次に、議案第77号令和3年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。令和3年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによりたいというものです。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額から、歳入歳出それぞれ27万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、24億3,938万8千円にしたいとするものであります。第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいとするものです。今回の補正予算は、福島県人事委員会勧告に伴う予算を歳入歳出それぞれに、計上いたしました。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。1ページをお開き下さい。1の総括の説明になります。先ず、歳入です。7款繰入金27万6千円の減です。次に歳出ですが、2ページになります。1款総務費27万6千円の減、財源内訳では、一般財源27万6千円の減となります。

3ページをご覧ください。詳細の説明となります。2の歳入であります。7款1項4目その他一般会計繰入金1節職員給与費等繰入金27万6千円の減は、福島県人事委員会勧告に伴う人件費に係る一般会計繰入金分です。

4ページをご覧ください。3の歳出です。1款1項1目3節 職員手当等 23万1千円の減、4節共済費4万5千円の減は、福島県人事委員会勧告に伴う減分です。説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第78号から議案第81号までについて説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

おはようございます。議案第78号令和3年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。令和3年度会津坂下町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,472万2千円としたいというものであります。第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によりたいというものであります。今回の補正は、福島県人事委員会勧告を受けて職員の給与に関する条」の一部改正に伴う補正であります。

1ページをお開き下さい。第1表歳入歳出予算補正であります。詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。事項別明細書の1ページをお開きください。1総括、歳入であります。5款繰入金を12万5千円減額し、補正後の歳入合計は、5億4,472万2千円となります。

2ページをお開きください。歳出であります。1款下水道事業費を12万5千円減額し、補正後の歳出合計は、5億4,472万2千円となります。財源内訳につきましては、一般財源が12万5千円の減であります。

3ページをお開き下さい。2歳であります。5款1項1目一般会計繰入金を12万5千円減額したいというものであります。これは、歳入・歳出における事業費の減によるものであります。

4ページをお開きください。歳出であります。1款3項1目建設費を12万5千円減額したいというものであります。この内訳としまして、3節職員手当等10万4千円の減並びに4節共済」2万1千円の減は、共に職員の給与に関する条例の一部改正に伴う補正であります。以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第79号令和3年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。令和3年度会津坂下町の坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,914万8千円としたいというものであります。第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によりたいというものであります。今回の補正は、福島県人事委員会勧告を受けて職員の給与に関する条例の一部改正に伴う補正であります。

1ページをお開き下さい。第1表歳入歳出予算補正であります。詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。事項別明細書の1ページをお開きください。1総括、歳入であります。3款繰入金を5万3千円減額し、補正後の歳入合計は、1億9,914万8千円となります。

2 ページをお開きください。歳出であります。1 款事業費を 5 万 3 千円減額し、補正後の歳出合計は、1 億 9, 9 1 4 万 8 千円となります。財源内訳につきましては、一般財源が 5 万 3 千円の減であります。

3 ページをお開き下さい。2 歳入であります。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金を 5 万 3 千円減額したいというものであります。これは、歳入・歳出における事業費の減によるものであります。

4 ページをお開きください。歳出であります。1 款 1 項 1 目坂下東第一地区事業費を 5 万 3 千円減額したいというものであります。この内訳としまして、3 節職員手当等 4 万 4 千円の減並びに 4 節共済費 9 千円の減は、共に職員の給与に関する条例の一部改正に伴う補正であります。以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第 8 0 号令和 3 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。令和 3 年度会津坂下町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 8 8 3 万 9 千円としたいというものであります。第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正によりたいというものであります。今回の補正は、福島県人事委員会勧告を受けて職員の給与に関する条例の一部改正に伴う補正であります。

1 ページをお開き下さい。第 1 表歳入歳出予算補正であります。詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。事項別明細書の 1 ページをお開きください。1 総括、歳入であります。3 款繰入金を 3 万 1 千円減額し、補正後の歳入合計は、6, 8 8 3 万 9 千円となります。

2 ページをお開きください。歳出であります。1 款農業集落排水事業費を 3 万 1 千円減額し、補正後の歳出合計は、6, 8 8 3 万 9 千円となります。財源内訳につきましては、一般財源が 3 万 1 千円の減であります。3 ページをお開き下さい。2 歳入であります。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金を 3 万 1 千円減額したいというものであります。これは、歳入・歳出における事業費の減によるものであります。

4 ページをお開きください。歳出であります。1 款 2 項 1 目維持管理費を 3 万 1 千円減額したいというものであります。この内訳としまして、3 節職員手当等 2 万 6 千円の減並びに 4 節共済費 5 千円の減は、共に職員の給与に関する条例の一部改正に伴う補正であります。以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第 8 1 号令和 3 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

第 1 条として、令和 3 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。第 2 条は、令和 3 年度会津坂下町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。第 1 款 水道事業費用を、既決予定額 4 億 7, 8 9 4 万 6 千円から 2 2 万 8 千円を減額し、4 億 7, 8 7 1 万 8 千円に改めたいというものであります。次に、第 3 条では、予算第 7 条に定めた職員給与費の既決予定額 3, 1 7 9 万 4 千円から 2 2 万 8 千円を減額し、3, 1 5 6 万 6 千円に改めるものであります。今回の補正は、福島県人事委員会勧告を受けて職員の給与に関する条例の一部改正に伴う補正であります。

1 ページをお開き下さい。実施計画であります。詳細につきましては、4 ページの予算

明細書でご説明申し上げます。

2 ページをお開き下さい。キャッシュフロー計算書であります。資金の減少額は、補正前の5, 357万441円から539万8, 552全円減額し、4, 817万1, 889円となり、資金期末残高は6億9, 645万5, 070円となります。

次に3 ページにつきましては、予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

4 ページをお開き下さい。予算明細書であります。収益的支出1款1項4目総係費を22万8千円減額したいというものであります。内訳としまして、2節手当等9万4千円の減、5節法定福利費1万4千円の減、6節賞与引当金繰入額12万円の減でありまして、共に「職員の給与に関する条例」の一部改正に伴う補正であります。

5 ページをお開き下さい。実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支、損益勘定であります。収益的収入5億2, 265万6千円、収益的支出4億7, 871万8千円、税込当期純利益4, 393万8千円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額1, 653万4千円、貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税5千円を差し引き、税抜当期純利益2, 739万9千円となるところであります。補てん財源の明細は5 ページ下段補てん財源明細書のとおりであります。以上、説明とさせていただきます。

◎質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、議案の説明を終わります。

質疑、討論、採決は1件ごとに行います。

まず、議案第74号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎7番（小畑博司君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、小畑博司君。

◎7番（小畑博司君）

できるだけ手短にしたいんですけども、今、こういうコロナ禍の中でも株高が進みまして、金持ちはより金持ちになって、一方では仕事を失うなど貧富の差は非常に拡大しております。また、長年にわたって日本は賃金が上がらない中で、先進国の中でも最低の水準になってということが報道されています。そんな中での期末手当の引き下げはいかななものなのかなと。非常に機械的な勧告だなという思いをしております。現在、折しも医療従事者の先頭に立ってコロナ禍と戦っておられた看護師等のみなさんについては、待遇の改善というのは国を押して考えられているようでございますけれども、同じエッセンシャルワーカーとして、町民の皆さんにコロナが拡大しないように先頭になって頑張っておられた職員の皆さんには頭の下がる思いでございますけれども、それが町長以下、副町長も総務課長も同じ思いで今回の引き下げについては、忸怩たる思いであると思います。むしろこの機会にその努力に報いるべきではないかというふうに私は考えるのでありますけれども

いかがでしょうか。

◎総務課長（五十嵐吉雄君）
議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）
五十嵐総務課長。

◎総務課長（五十嵐吉雄君）

只今の議員おただしの件でございますが、十分に理解するところでございます。そういう考えでございますけれども、今回、本町におきましては、県の人事委員会の勧告に準拠する部分、それから両沼町村の足並みをそろえていくんだというようなことでございます。国の方でも11月24日に閣議決定をされて、国の経済対策の部分も踏まえながら、地域の実状を踏まえながら、実施に向けては十分に取扱いについては慎重になって下さいという要請はいただいています。そういった国なりですね、状況も踏まえながら、本町としましては、福島県のそういった動向も踏まえながらですね、両沼の動向も踏まえながらということで、会津の足並みを揃えながら、今回、県の人事委員会の勧告に準拠した形での引下げということで、今回上程させていただいたわけでございますので、どうかご理解下さいようお願い申し上げます。以上でございます。

◎議長（水野孝一君）
他に質疑はありませんか。

◎4番（赤城大地君）
議長、4番。

◎議長（水野孝一君）
4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

今回の議案は、給与の削減というか給与の改定という部分で、町と職員の皆様の関係でいけば、給与の削減という捉え方をすべきところではございますが、先ほどから、地域の実状に合ったという言葉が出てまいります。それはどういった意味で国や県が使っているか分からないんですけれども、私の捉え方としては、むしろこれは消費にまわるお金が減ったという捉え方もすることができます。12月、年末に消費、この地域では消費が低迷している中で更なる消費の低下を招いていくような事とも、一部視点を変えれば捉えることができます。今まで町は消費対策ということで、経済対策をやってまいりましたけれども、そういった反面もこの議案にはあるということでございます。これについてどのようにお考えでしょうか。

◎総務課長（五十嵐吉雄君）
議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

五十嵐総務課長。

◎総務課長（五十嵐吉雄君）

只今の赤城議員のおただしでありますけれども、そういった視点の見方も一方ではあるというふうに十分理解をしております。坂下町のそういった経済対策の部分においては、必ずしも今回のこの引下げの部分で効果があるかという、必ずしもそういう効果の部分でない部分もございますけれども、繰り返しになりますが、今回は福島県ですね、県の実状を踏まえながら、町も県に準拠した形での取り組みということでございますので、県の人事委員会の勧告を準拠した形での今回の人勧の引き下げに準拠したということでございます。赤城議員のそういった視点のそういった考え方も十分に理解するところではございます。

◎議長（水野孝一君）

他に質疑はありませんか。

質疑も尽きたようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

私は、議案第74号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、これに対して反対の立場で討論いたします。県人事委員会は、職員の期末手当及び勤勉手当に関する勧告の報告第5章、勧告実施の要請において、人事委員会の勧告制度は労働権利規約の制約の代償措置として職員の適正な勤務条件等を確保するために設けられていると述べているとともに、本年3月で東日本大震災と原発事故から10年が経過して、職員は福島の復興、創生を着実に前進させるため日々職務に精励し、また人口減少対策や頻発化する、激甚化する自然災害、それから新型コロナウイルスへの対応など多くの困難な課題に対し全力で挑戦し続けていく。そのような職員の努力や実績に的確に報いていくためにも、職員には今後とも社会一般の情勢に適応した適正な処遇が確保される必要があるというふうに述べていますが、こういうことを述べていながらも今回の引き下げの勧告というのは、それに矛盾する理解しがたいものであります。町職員の一時金の減額は公務員準拠の医療や福祉、現場等で働く多くの労働者や中小企業労働者の一時金にも大きく影響を与えるものです。コロナ禍の中、住民の命と暮らしを守るために職種を問わず、大変な状況の下で職務を遂行している職員の奮闘を顧みないものであり、職員のモチベーションを低下させるものの他の何ものでもないと思います。期末手当減額と月例給改定なしは、昨年に引き続く2年連続です。一律支給の期末手当での減額は賃金水準が低い非常勤職員を直撃し、一時金が低い再任用職員にも打撃となります。地方公務員の高卒初任給が最低賃金を下回る中、民官のその官となる公務員の処遇こそ必要ではない

でしょうか。よって、私はこの本案に反対いたします。

◎議長（水野孝一君）

他に討論はありませんか。

◎7番（小畑博司君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、小畑博司君。

◎7番（小畑博司君）

先程もちょっと意見めいたことを申し上げましたが、保育所の保育士さんの皆様方、幼稚園教諭の皆様方、学校また本町の皆様方、通常の業務に加えてコロナ禍との戦いも2年近くに及ぶ頑張りがあったと思います。これに報いないで、賃金を上げるならばいいんですが、上げないで、期末手当を上げるどころか下げてしまう。これ本当に町長切ない提案をされていると思います。この際、両沼全町村にならってということなく、坂下は率先して、良く頑張ったと。ここは引下げをしないという決断をされるように、今回の提案について反対の討論といたします。

◎議長（水野孝一君）

他に討論はありませんか。

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第74号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。この採決は起立をもって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（多数起立）

◎議長（水野孝一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号「令和3年度会津坂下町一般会計補正予算（第5号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第75号「令和3年度会津坂下町一般会計補正予算（第5号）」を採決い

たします。この採決は挙手をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(多数挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号「令和3年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第76号「令和3年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。この採決は挙手をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(多数挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号「令和3年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第3号）」に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第77号「令和3年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。この採決は挙手をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(多数挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号「令和3年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第78号「令和3年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。この採決は挙手をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（多数挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号「令和3年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第79号「令和3年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。この採決は挙手をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（多数挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号「令和3年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第80号「令和3年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。この採決は挙手をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（多数挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号「令和3年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第3号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第81号「令和3年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第3号）」を採決いたします。この採決は挙手をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（多数挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、本臨時会に付された案件の審議は、全部終了いたしました。

これをもって、令和3年第6回会津坂下町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

（閉会 午前10時48分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年11月30日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員